

議会だより



平成22年 8月高梁市議会 (臨時)

平成22年 9月高梁市議会 (定例)

主な内容

- 8月臨時議会・主な議案…………… 2
- 一般質問…………… 3～10
- 9月定例議会・主な議案… 10～11
- 委員会報告のあらまし…… 12～13
- お知らせ・編集後記……………14

10月3日(日)に備中町湯野地区で「カカシ・どてかぼちゃまつり and 大正・昭和の湯野の食を味わう集い」が開催されました。この催しは、湯野コミュニティ活動推進協議会が中心となって、かつての暮らしを振り返って地域に元気を取り戻そうと企画されたものです。県道沿いには、各町内会から出展されたカカシ61体とジャンボかぼちゃ112個が県道沿いに並べられ、手打ちうどんやそば、団子汁などが振る舞われました。また、地区に伝わる渡り拍子、備中神楽の披露もありました。初めての開催でしたが、市内外から約500人の来場者がありました。

8月臨時議会は、8月26日に招集され、朝霧温泉「ゆ・ら・ら」関連の4議案が上程されました。

問題が大きいだけに本会議に入る前に午前9時より全員協議会を開き執行部の説明を受け、質疑も行いました。14時10分より本会議を開催し会期を1日限りと定め審議に入りました。ところが、執行部が明快な答弁ができなかったため議長より日程延長の提案があり議会運営委員会で審議し、会期を9月2日まで延長しました。

9月2日議会を再開し、執行部の答弁を受けましたが納得いくものではないとの意見などがあり、採決の結果、指定管理者の指定や関連の補正予算案は反対15、賛成6で否決となりました。

平成22年

8月

臨時議会

主な議案の概要

朝霧温泉「ゆ・ら・ら」関連議案

反対15、賛成6で否決

可決

●健康増進施設朝霧温泉「ゆ・ら・ら」条例を一部改正する条例

「利用料金」に関する条例で、これまで指定管理者が料金を決め、市長が承認することとしていましたが、今回の改正では、この条例で使用料を規定するものです。風呂、プール、トレーニングルームと別々の利用料金体系とするものです。この条例は賛成多数で可決されました。

否決

●朝霧温泉「ゆ・ら・ら」の指定管理者の指定について

公募により指定管理者を再公募し8月10日までに2社（株式会社「MD企画」・株式会社「朝霧」）の応募があり、高梁市指定管理者選定審議会は、東京の「MD企画」を選定し、その答申を受け市長は議会の承認を得るため上程したものです。8月26日臨時議会を招集するなか議員にその資料を示したのは2日前のこと。本会議に先立ち午前9時より全員協議会を開き執行部の説明と質疑を行い、「MD企画」の詳しい資料等の提出を求めたり疑問点を質したりしました。

が、多くの議員が納得いくものではありませんでした。14時10分より本会議に入り侃々諤々の質疑のなかで、田島議員から出た「MD企画の事業計画書には売上原価が計上されていないが、どう判断したらいいのか」の質問に対して執行部は答弁ができず議会は中断しました。1週間後の9月2日議会は再開しましたが、執行部の答弁は的を得ず納得できないと意見もある中、審査は産業経済委員会に委ねられました。結果は原案否決とされ、本会議においても否決となりました。

可決

●高梁市条例の一部を改正する条例

この条例は、入湯税の規定を整理し、入湯税を今後は徴収しないとするもので、賛成多数で可決されました。

否決

●「ゆ・ら・ら」に関わる4746万9000円の補正予算案

この予算は、「ゆ・ら・ら」を再開するにあたり、新しい指定管理者に対して通常の状態を引き渡すための経費との説明でした。いわゆる休館していたことにより通常運転をするためのメンテナンス費用とか、ヒノキ風呂などの修繕料など3617万3000円と市民の健康づくりとしての委託料や補助金の1129万6000円です。この補正予算は3つの常任委員会へ付託され、産業経済委員会と市民生活委員会では否決となり、本会議においても否決となりました。

これまでの経緯

朝霧温泉「ゆ・ら・ら」の指定管理が3月31日で期限切れになることに伴い、市は昨年12月から指定管理者の公募をしてきました。市内の3社から応募がありましたが、市側の事務的不具合もあり指定管理者を決められず、4月1日から休館していました。

そして、10月1日開館を目指して再公募し、1社を選定し今回の臨時議会に提案したものです。6ヶ月の休館に要した維持管理費は約1,600万円でした。